

東京文化財研究所施設見学実施要領

1. この要領は、東京文化財研究所（以下「研究所」という。）における施設見学（以下「見学」という。）に関し、実施方法等の必要な事項を定めるものとする。
2. 見学は、研究所における研究成果の普及・啓発・広報活動の一環として行うものであり、研究所職員はその活動に協力するものとする。
3. 見学を希望する団体は、見学希望日の1ヶ月以上前までに研究所研究支援推進部に、申請書（別紙様式1）により申込みを行い、所長の許可を受けなければならない。なお、個人による申込みは受理しない。
4. 前項により申込みがあったものについて許可を与える場合においては、許可書（別紙様式2）を交付するものとし、必要に応じ、許可の条件を付するものとする。但し、許可後において研究所行事等の都合により、許可を取り消すことがある。
5. 見学許可にあたっては、次の基準によるものとする。
 - (1) 見学を希望する団体は、原則、教育・研究機関及びそれに準ずる団体であること。
 - (2) 見学者の人数は、25人以下であること。
 - (3) その他、所長が認める特段の事情があること。
6. 見学の受入れは次のとおりとする。
 - (1) 受入れは、毎月第1、第3月曜日の午前10時から12時、午後2時から5時までとする。但し、次に掲げる場合には、見学を受け入れない。
 - ア 研究所行事と重複する場合
 - イ 祝祭日の場合
 - ウ 年末年始（12月29日から1月3日）の場合
 - (2) 1日に受け入れる団体は2団体までとし、同日に3団体以上の申込みがあった場合は研究所が申請書を受け付けた順とする。但し、2団体の合計が25名を超える場合は先着の1団体のみとする。
7. 見学者は随行する研究所職員の指示に従わなければならない。また、許可した場所以外に無断で立ち入ってはならない。これらに反した場合には、随行する研究所職員の判断により、見学を中止することができる。
8. 研究所と共同研究等の協定を締結している等の協力関係にある団体の見学及び国の機関等による視察については、この要領を適用しない。
9. この要領は、研究所HP等により周知するものとする。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所長 殿

機関等名称
代表者名 印

施設見学等申請書

1. 見学等希望日時 令和 年 月 日 (月曜日)
00:00~00:00
2. 見学者所属氏名 (書ききれない場合は、別紙として見学者一覧を添付)
又は見学者人数
3. 見学等の目的
(なぜ東京文化財研究所の見学等を行いたいのか、見学等による効果等)
4. 希望する見学内容又は部・センター
5. 同行又は引率者所属・氏名
6. 担当者等連絡先